

広島県告示第百三十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定によつて、指定居宅サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十六年三月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅サービス事業者	主たる事務所所在地	名称	居宅サービス事業所	所在地	サービスの種類	指定期間
株式会社ハートライフ	東広島市黒瀬町榎原六四六番地の四	デイサービスかがやき	東広島市黒瀬町兼広一六〇番地一	東広島市黒瀬町兼広一六〇番地一	通所介護	平成二十六年二月一日
株式会社ハートライフ	東広島市黒瀬町榎原六四六番地の四	ライフ・アト黒瀬	東広島市黒瀬町兼広一六〇番地一	東広島市黒瀬町兼広一六〇番地一	特定施設入居者生活介護	平成二十六年二月一日
株式会社YOM	広島市安芸区瀬野西六丁目三番一〇号	訪問介護事業所よおむ	安芸郡海田町畝一丁目二番六―七号	安芸郡海田町畝一丁目二番六―七号	訪問介護	平成二十六年二月一日